

計画年度
令和3年度～
令和12年度

長野県における獣医療を提供する体制の 整備を図るための計画

令和4年3月25日

長 野 県

獣医療を提供する体制の整備を図るための長野県計画

目 次

はじめに

- 1 基本方針
- 2 動物の飼養状況及び地域区分

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状
 - (1) 診療施設
 - (2) 産業動物診療施設の設備状況
 - (3) 産業動物診療施設の主要な診療機器等
- 2 診療施設の整備に関する目標
 - (1) 家畜保健衛生所
 - (2) 農業共済組合、農業協同組合、その他団体等の診療施設
 - (3) 個人診療施設

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域と目標

第3 獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師の確保目標
 - (1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保目標
 - (2) 小動物臨床獣医師の確保目標
- 2 獣医師の確保対策
 - (1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保
 - (2) 労働条件や環境の改善
 - (3) 再就職支援対策

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

はじめに

1 基本方針

我が国の獣医療は飼育動物の診療、保健衛生指導を通じて畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に成果を上げてきた。一方で近年、畜産分野では飼養規模の拡大と、人やモノの移動の拡大等のグローバル化の進展等に伴う、新興・再興感染症の侵入・発生リスクの増大、公衆衛生の分野では国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加による食品の安全性の確保等が課題となっており、これらに対する獣医療が果たすべき役割・責任は一層高まっている。

令和2年5月、国は令和12年度を目標とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を公表した。本県は、この基本方針及び、以下に掲げる獣医療の現状や課題等を踏まえ、獣医療法（平成4年法律第46号）第11条により「長野県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を策定するものとする。

(1) 食料の生産現場における獣医師の役割

ここ数年、国内で高病原性鳥インフルエンザや豚熱の大規模な発生が見られ、本県においても平成31年（令和元年）に県内養豚場において豚熱が発生し、畜産業の大きな打撃となった。これらの特定家畜伝染病の発生に対しては家畜保健衛生所を中心に家畜防疫措置が講じられているが、大規模な発生に備え、関係機関や協定団体との協力・連携を再点検・強化するとともに、緊急時に最前線で防疫措置を実施する獣医師の養成・確保を確実に進める必要がある。

このような状況において、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき策定された「長野県食と農業農村振興計画」及び「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき策定された「長野県酪農・肉用牛生産近代化計画」等を踏まえた畜産振興が図られる中、適切な獣医療の提供を通じて疾病の発生予防や適切な防疫措置等による生産性の向上や省力化などによる畜産の生産基盤の強化をサポートし、産業動物臨床獣医師等の養成・確保や診療技術の高度平準化を図ることにより、安全な畜産物の安定供給に寄与することが求められている。

加えて、生産現場では、危害要因分析に基づく必須管理点（HACCP）方式、畜産GAP、アニマルウェルフェア等の考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の指導や、予防衛生に基づく生産獣医療の提供の要請が高まっており、獣医師に対しては個体診療だけでなく、畜産経営の生産性や収益性の向上等を視点とした飼養衛生管理の指導や集団管理衛生技術等の提供、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた感染症対策等、幅広い獣医療の提供が求められている。

(2) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬・猫等の家庭で飼育する小動物の分野においては、高度かつ多様な診療技術とともに、動物愛護や人獣共通感染症に対する啓発が求められている。加えて、令和元年6月に愛玩動物看護師法が制定され、愛玩動物看護師が国家資格となり、愛玩動物に関する獣医療の普及・向上、適正な飼養に寄与する業務等を行うこととされている。

また、畜産業の現場においては、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、最新の診断技術や治療方法の積極的な導入が期待されており、ICT（情報通信技術）技術やAI（人工知能）技術等を活用した飼養管理、超音波検査機器等による画像診断等、獣医療に関連する技術の高度化の必要性が高まっているとともに、特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に対応するための各種抗原検査機器や抗体検査機器を用いた迅速な診断体制の整備が求められている。

(3) 産業動物臨床獣医師等の養成・確保

以上のような獣医療の提供の要請がある一方、産業動物分野へ就業希望する獣医系大学の学生の割合が2割程度と少なく、特に本県のような獣医系大学が存在しない地域において産業動物臨床獣医師等の確保が難しい状況にあるが、将来的に獣医療が必要となる分野や地域に確実に獣医療を提供するため、関係機関・団体及び各地域が連携し、産業動物臨床獣医師の養成・確保を図る必要がある。

2 動物の飼養状況及び地域区分

(1) 産業動物の飼養状況 (単位：頭、羽)

地域	年度	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	めん羊	山羊
佐久	H30	5,379	4,806	12,317	83,369	243,500	69	471
	H31	5,232	4,673	11,859	87,273	243,273	73	478
	R2	5,511	4,041	10,377	82,433	247,074	33	400
上田	H30	1,059	1,484	5,357	21,038	98,450	70	63
	H31	983	1,507	4,977	19,175	101,550	98	80
	R2	996	1,441	6,355	19,122	98,090	125	79
諏訪	H30	981	268	1,120	11,305	0	19	23
	H31	934	291	1,067	15,686	8	49	19
	R2	886	296	1,311	8,597	0	20	23
上伊那	H30	3,130	1,261	5,180	180,371	5,039	57	203
	H31	3,014	1,233	3,652	183,904	4,202	57	221
	R2	2,883	1,336	3,670	113,117	4,373	63	168
南信州	H30	1,559	3,664	16,716	19,350	35,907	74	149
	H31	1,444	3,674	15,529	12,624	39,324	87	118
	R2	1,319	3,588	13,739	12,760	28,198	60	112
木曾	H30	853	1,213	0	427	0	23	30
	H31	797	1,182	0	431	0	28	40
	R2	120	1,669	0	288	0	27	47
松本	H30	2,717	5,955	9,149	358,150	375,145	147	85
	H31	2,764	6,051	8,766	373,398	359,237	136	93
	R2	2,465	5,083	8,217	403,374	373,043	106	86
北アルプス	H30	269	35	10,632	775	760	15	30
	H31	132	34	10,969	929	561	19	35
	R2	201	28	10,603	1,124	350	17	42
長野	H30	1,055	959	1,766	78,171	1,431	509	98
	H31	934	838	1,448	61,477	748	471	100
	R2	845	784	1,620	80,415	887	344	135
北信	H30	523	1,606	2,716	17,372	302	7	17
	H31	572	1,489	2,443	17,344	428	6	19
	R2	547	1,436	2,673	20,354	452	9	12
計	H30	17,525	21,251	64,953	770,328	760,534	990	1,169
	H31	16,806	20,972	60,710	772,241	749,331	1,024	1,203
	R2	15,773	19,702	58,565	741,584	752,467	804	1,104

(2) 小動物（犬猫）の状況

ア 県保健福祉事務所における犬の捕獲頭数及び犬猫の引取頭数

地域	犬捕獲頭数			犬引取頭数			猫引取頭数		
	平成28年度	平成30年度	令和2年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度
佐久	83	97	78	1	2	4	55	63	134
上田	78	62	63	0	10	3	76	65	44
諏訪	72	43	24	7	1	1	169	91	33
上伊那	64	44	31	16	3	1	221	245	120
南信州	74	67	49	5	0	1	373	242	131
木曽	2	2	2	0	0	0	57	30	38
松本	99	83	67	3	2	0	122	50	51
北アルプス	27	12	17	0	0	0	29	35	18
長野	43	17	11	2	2	3	130	65	67
北信	36	40	20	0	3	1	38	18	75
計	578	467	362	34	23	14	1,270	904	711

イ 犬の狂犬病予防接種済票発行件数

	地域別合計		
	平成28年度	平成30年度	令和2年度
佐久	12,309	11,713	10,889
上田	10,223	10,008	9,990
諏訪	7,801	7,006	6,813
上伊那	9,978	8,737	8,446
南信州	8,720	8,038	7,461
木曽	1,475	1,322	1,157
松本	20,200	18,876	17,649
北アルプス	3,017	3,118	2,539
長野	23,893	22,324	21,592
北信	4,532	4,145	3,758
計	102,148	95,287	90,294

(3) 地域区分

地域	地域の市町村名
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
上田	上田市、東御市、長和町、青木村
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
南信州	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
木曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
北アルプス	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設の開設状況

ア 産業動物診療施設

(単位：か所)

地域	診療施設数 (令和2年 12月31日 現在)	開設主体別内訳					
		県	市町村	農業協同 組合	農業共済 組合	法人・そ 他団体	個人診療 施設
佐久	17	1			2	5	9
上田	2				1		1
諏訪	2			1			1
上伊那	12	1		1		5	5
南信州	16	1	3	2		2	8
木曾	4			2	1		1
松本	28	2		3	1	4	18
北アルプス							
長野	8	1		2	1	1	3
北信	2				1		1
計	91	6	3	11	7	17	47

イ 小動物診療施設

(単位：か所)

地域	診療施設数 (令和2年 12月31日 現在)	開設主体別内訳					
		県	市町村	農業協同 組合	農業共済 組合	法人・そ 他団体	個人診療 施設
佐久	28	2				1	25
上田	18	1				5	12
諏訪	19	1				6	12
上伊那	18	1				5	12
南信州	19	1	1			5	12
木曾	2	1					1
松本	45	1				9	35
北アルプス	6	1				1	4
長野	52	1	4			18	29
北信	6	1				2	3
計	213	11	5			52	145

※ア、イとも獣医療法第3条の届出による

(2) 産業動物診療施設の設備状況

(単位：か所)

地域	開設主体	施設数	検査室	手術室	解剖室	X線装置		移動型・ 携帯型 X線装置	焼却 施設	入院 施設
							うちX線 診療室			
佐久	県（家保等）	1	1		1				1	
	農業共済組合	2						1		
	その他法人	3	2		1			1	1	
	個人開業施設	5	1							
	小計	11	4		2			2	2	
上田	農業共済組合	1								
	小計	1								
諏訪	農業協同組合	1	1							
	小計	1	1							
上伊那	県（家保等）	1	1		1				1	
	農業協同組合	1								
	その他法人	1	1							
	個人開業施設	2								
	小計	5	2		1				1	
南信州	県（家保等）	1	1		1				1	
	市町村	2								
	農業協同組合	1	1							
	その他法人	1								
	個人開業施設	6	1			2	2	2		1
	小計	11	3		1	2	2	2	1	1
木曾	農業共済組合	1	1							
	農業協同組合	1								
	個人開業施設	1								
	小計	3	1							
松本	県（家保等）	2	1		2				1	
	農業共済組合	1								
	農業協同組合	3								
	その他法人	3	1							
	個人開業施設	10	2							
	小計	19	4		2				1	
北アルプス	-									
長野	県（家保等）	1	1		1					
	その他法人	1								
	小計	2	1		1					
北信	農業共済組合	1								
	個人開業施設	1								
	小計	2								
計	県（家保等）	6	5		6				4	
	市町村	2								
	農業共済組合	6	1					1		
	農業協同組合	7	2							
	その他法人	9	4		1			1	1	
	個人開業施設	25	4			2	2	2		1
合計		55	16		7	2	2	4	5	1

※令和2年に長野県が実施した実態調査（調査対象施設83か所、うち回答のあったもの55か所）の結果を取りまとめたもの。

(3) 産業動物診療施設の主要な診療機器等

(単位：か所)

地域	開設主体	施設数	検体成分分析装置					生体画像診断器			免疫・DNA診断装置等							滅菌装置		理化学的治療機器		受精卵移植関連機器		
			血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	血液ガス測定装置	高速液体クロマトグラフ	分光光度計	自動血球計算装置	ファイバースコープ	超音波診断装置	心電心音計	酵素抗体測定装置	ELISA用プレートウォッシャー	蛍光顕微鏡	実体顕微鏡	PCR装置	ふ卵器	嫌気性菌培養装置	クリーンベンチ	ガス滅菌機	オートクレーブ	レーザー装置	ガス麻酔器	マイクログラムニピュレーター
佐久	県（家保等）	1	1			1	2		3	2	1	2	1	2		2		2						
	農業共済組合	2		2				5								1								
	その他法人	3	1	1			1	3				3	1	1	1	3								
	個人開業施設	5	1	1			1	3				3	1	1	1	3								
	小計	11	3	2	2		1	4	14	2	1	2	7	1	4	4	1	8						
上田	農業共済組合	1			1			2									1							
	小計	1		1				2									1							
諏訪	農業協同組合	1						1																
	小計	1						1																
上伊那	県（家保等）	1	1	1			1	1	1		1	2		2		2	1	2						
	農業協同組合	1						1				1												
	その他法人	1												1										
	個人開業施設	2																						
	小計	5	1	1			1	2	1		1	3		3		2	1	2						
南信州	県（家保等）	1	1	1			1	2	1		1					2		1						
	市町村	2																						
	農業協同組合	1									1			1			1							
	その他法人	1	1	1	1																			
	個人開業施設	6	2				1	2	2			1				2	1	2	1				1	
	小計	11	4	2	1		2	4	2	1	1	1	1	1		2	3	2	2	1			1	1
木曾	農業共済組合	1					1	1																
	農業協同組合	1																						
	個人開業施設	1						1																
	小計	3					1	2																
松本	県（家保等）	2	3	1		3	1	2	4	2	2	1	12	7	6	8	1	7						6
	農業共済組合	1	1						1															
	農業協同組合	3										3												1
	その他法人	3						2				1	2				2							
	個人開業施設	10	2	2	2		1	1	3	1				2			1	1	1	1				
	小計	19	6	3	2	3	1	3	1	10	1	2	2	1	16	7	10	8	2	10	1	1		7

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所においては、地域の家畜衛生指導に関する中核的な機関として、家畜伝染病予防法に基づく的確な防疫対策を推進するとともに、家畜伝染病の発生予察に必要な検査、病性鑑定機能の充実・強化及び農場 HACCP 等の畜産物の安全を確保するための保健衛生指導に必要な施設・機器等を計画的に整備する。

特に、松本家畜保健衛生所においては、細菌、ウイルス、生化学、病理に係る施設及び検査機器のほか、野生いのしし豚熱検査に係る施設及び検査機器が整備されており、定期的な機器の保守・点検や検査結果の検証といった精度管理の体制の構築により、病性鑑定機能の精度の充実・強化を図る。

また、整備された施設・機器を活用して得られたデータは、産業動物の診療等のために積極的に提供する。

さらに、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の県内発生による緊急的な防疫措置が必要な場合に備え、危機管理体制の強化・再点検及び初動防疫に必要な防疫資材等の備蓄を計画的に行う。

なお、産業動物獣医師の確保が課題となっている中で、安定した獣医療を提供するため、家畜保健衛生所における家畜の生産性を低下させる疾病の低減対策及び発生予防については、地域の診療獣医療体制への負担軽減の観点からも積極的に取り組む。

(2) 農業共済組合、農業協同組合、その他団体等の診療施設

地域の産業動物診療の中核的施設で地域基幹診療施設の位置づけにある農業共済組合、農業協同組合等の診療施設については、各地域の家畜の飼養頭数及び家畜疾病の発生状況や、近隣の産業動物診療施設の設置状況等を勘案し、施設・機器等を計画的に整備する。

整備にあたっては、適切な設備投資となるよう十分配慮し、必要な施設・機器等については獣医療法第 14 条の規定による診療施設整備計画に基づく長期低金利の融資制度の活用を支援する。

(3) 個人診療施設

本県においては、産業動物診療施設全体のうち、個人診療施設が半数以上となっており、産業動物の獣医療提供に重要な役割を担っている。産業動物診療に係る個人施設については、家畜保健衛生所、関係団体その他獣医療関連施設との連携により設備及び獣医療関連情報の活用努めるほか、民間の検査も利用する等により、適切な設備投資となるよう十分配慮し、必要な施設・機器等については診療施設整

備計画に基づく長期低金利の融資制度の活用等によりその整備を図る。

小動物に係る個人診療施設については、愛玩動物飼育者からの高度獣医療や専門性の高い獣医療に対するニーズに応えるための設備や機器について、適切な設備投資となるよう十分配慮した上で、診療施設整備計画に基づく長期低金利の融資制度の活用を支援する。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域と目標

診療施設の整備に関する目標又は獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取り組みが必要と見込まれる地域は県内全域とする。

○地域ごとの産業動物診療施設の整備目標

1 佐久地域

佐久地域は、乳用牛をはじめ各畜種とも飼養頭数が多く、農家数も同程度で推移している。乳用牛では泌尿生殖器・乳房疾患、分娩・産後の疾患、肉用牛では呼吸器系、消化器系の疾病が多く、豚、鶏等については集団衛生管理技術の提供が求められており、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、本地域は長野県農業共済組合の診療施設を地域基幹診療施設と位置づけ、産業動物臨床において中核的な役割を担っている乳業メーカーや個人の産業動物診療施設等と連携しながら診療の効率化を促進する。

2 上田地域

上田地域は、小規模な畜産農家の減少が進む一方で、乳用牛、肉用牛、豚などで比較的大規模な経営が行われている。乳用牛、肉用牛では泌尿生殖器・乳房疾患、消化器系、呼吸器系の疾病が多く、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、本地域は団体等の診療施設が休止中であるため、個人の産業動物診療施設と地域外診療施設の連携強化等により診療の効率化を促進する。

3 諏訪地域

諏訪地域は乳用牛が主に飼養され、飼養頭数は減少傾向にあるが比較的安定して推移している。この地域では泌尿生殖器・乳房疾患が多いため、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、農業協同組合の診療施設を地域基幹診療施設と位置づけ、個人の産業動物獣医師等との連携強化により診療の効率化を促進する。

4 上伊那地域

上伊那地域は乳用牛の頭数が多く、採卵鶏の飼養羽数も県全体の20%以上と多い地域である。乳用牛の泌尿生殖器・乳房疾患、消化器系、肉用牛の呼吸器系、消化器系の疾病が多いため、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、本地域の産業動物診療の中核は乳業メーカーの診療施設や個人の診療施設等であることから、これらの産業動物臨床獣医師等関係者の協力を得ながら、診療体制の整備を推進する。

5 南信州地域

南信州地域は、各畜種とも飼養戸数、頭数が比較的多い。乳用牛、肉用牛において、泌尿生殖器・乳房疾患、消化器系、呼吸器系、運動器病等多様な疾病が発生しているため、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、本地域の産業動物診療の中核が個人の診療施設等であることから、地域内の乳業メーカーや地域内外の診療施設と連携しながら診療の効率化を推進する。

6 木曾地域

木曾地域は、肉用牛を中心に飼養されており、特に肉用繁殖牛飼養農家が多く県下有数の繁殖地帯である。消化器系、呼吸器系疾病の発生が多いことから、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、長野県農業共済組合の診療施設を地域基幹診療施設とし、地域内の乳業メーカー等と連携しながら診療の効率化を促進する。

7 松本地域

松本地域は、各畜種とも飼養頭数が多く、特に肉用牛、採卵鶏、肉用鶏の飼養頭羽数は県内で最も多く、飼養頭羽数も安定的に推移している。乳用牛の泌尿生殖器・乳房疾患、肉用牛の呼吸器系疾病の発生が多いため、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、本地域では、長野県農業共済組合及び農業協同組合の診療施設を地域基幹診療施設と位置づけ、産業動物臨床において中核的な役割を担っている乳業メーカーの診療施設等と連携しながら診療の効率化を促進する。

8 北アルプス地域

北アルプス地域は生産農家の高齢化などにより、飼養頭数は減少傾向にあるが、乳用牛、豚が主体に飼養され、大規模な経営も行われている。乳用牛の泌尿生殖器・乳房疾患の発生が多いため、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、本地域には産業動物診療施設が存在しないため、他地域の診療施設による広域的な診療を促進する。

9 長野地域

長野地域は乳用牛、肉用牛を主体に飼養されている。また、めん羊については県内全体の46%が飼養されている。乳用牛の泌尿生殖器・乳房疾患、肉用牛の呼吸器系疾病の発生が多いことから、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、本地域は団体等の診療施設がないため、個人の産業動物診療施設と地域外診療施設の連携強化等により診療の効率化を促進する。

10 北信地域

北信地域は肉用牛の飼育頭数が多く、呼吸器系疾病の発生が多い。また、乳用牛の泌尿生殖器・乳房疾患、呼吸器系疾病の発生が多いため、これらの対応に必要な施設・機器等を主体に計画的な整備に努める。

また、本地域は、長野県農業共済組合の診療施設が地域基幹診療施設となり診療の効率化を促進する。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保目標

令和2年12月現在、産業動物臨床に従事する獣医師は69名である。「長野県酪農・肉用牛生産近代化計画」等において、令和12年の家畜の飼養頭数目標を、現状の飼養頭数と同程度としており、飼養規模に応じた適切な獣医療の提供が可能な獣医師数として、令和12年度における産業動物臨床獣医師の確保目標を現在と同数の69名とする。令和12年度までに確保すべき獣医師数は、退職・廃業が想定される獣医師数等を考慮し、26名とする。

公務員分野の獣医師数は令和2年12月現在195名であるが、令和12年度までに退職などにより43名が減少する見通しであるため、県や市町村は計画的に確保する。

また、働きやすい就労体制整備や、多種多様化する獣医療や家畜衛生・公衆衛生への対応を考慮し、必要な獣医師数の確保に努める。

なお、本計画の計画年度中に、本県の産業動物飼養状況及び飼養見通し等に変化があった場合は、必要に応じ確保目標を見直すものとする。

(2) 小動物臨床獣医師の確保目標

小動物分野については、獣医師による高度かつ多様な診療技術はもとより、人獣共通感染症予防や動物の愛護及び管理に関する法律における役割などを総合的に勘案した獣医療の提供が求められており、県内の小動物の飼養動向や飼育者の様々なニーズに対応できるよう、獣医師の安定的な確保を目指す。

(参考) 令和2年獣医師法第22条届出による臨床獣医師の年齢構成

	～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳～	総数	備考
産業動物臨床獣医師	2	6	13	23	26	70	うち県外勤務1名
小動物臨床獣医師	22	53	52	55	67	249	うち県外勤務2名

地域及び獣医師の区分		令和2年12月31日現在の獣医師数	令和12年度における獣医師の確保目標	令和12年度推定獣医師数	令和12年度までに確保すべき獣医師数
産業動物診療獣医師	佐久	17	17	13	4
	上田	2	2	2	0
	諏訪	3	3	2	1
	上伊那	10	10	4	6
	南信州	8	8	5	3
	木曾	2	2	1	1
	松本	19	19	11	8
	北アルプス	0	0	0	0
	長野	2	2	0	2
	北信	6	6	5	1
	計	69	69	43	26
県勤務獣医師		182	182	142	40
市町村勤務獣医師		13	13	10	3

※令和12年度推定獣医師数は、令和12年度までに退職・廃業が想定される獣医師数（定年後の再雇用や開業等による就業も考慮し、令和12年時点で71歳以上（令和2年時点で61歳以上）となる獣医師の数）を考慮し算出した。

なお、県内に住所を有する獣医師のうち、県外に勤務する者は除外している。

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保

県は、関係機関・団体と連携しつつ獣医系大学生に対し、産業動物分野への就業誘導を図るため、獣医系大学への訪問あるいは大学が開催するオンライン説明会等に参加し、業務内容や職員採用案内等を行うとともに、本県における獣医師の役割や環境条件等を積極的にPRして県内への就業促進を図る。

また、産業動物関連業務や畜産衛生行政、公衆衛生行政等に対する理解を深められるよう、獣医系学生を対象としたインターンシップ等を積極的に受け入れる。

さらに、本県における産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の果たす役割や意義等についてホームページ等を利用して広く発信し、就業意欲の向上を図るとともに国庫事業活用等による獣医療提供体制整備の推進について検討する。

なお、長野県及び長野県農業共済組合においては、令和2年度から初任給調整手

当の支給による給与面での改善を図るとともに、長野県公務員獣医師については、令和元年度から受験資格年齢の大幅な緩和（従来の40歳から59歳までに緩和）を実施しており、引き続き幅広い年代を対象として獣医師の確保に努める。

（2）労働条件や環境の改善

県及び関係機関・団体は産業動物分野や公務員分野における獣医師の定着を図るため、ワークライフバランスを考慮した労働環境の整備や人員確保等の取り組みを進める。

特に、女性獣医師の占める割合が今後も高くなっていくことが予想されることから、女性獣医師の定着を図るため、男性・女性獣医師共に育児休暇を取得しやすく、また、育児休暇を取得した獣医師が復職しやすい職場づくりなど、女性が継続的に就業できる環境整備に努める。

また、産業動物臨床獣医師の診療に係る負担を軽減するため、家畜保健衛生所等による家畜疾病の予防対策等を一層強化するとともに、夜間・休日等の対応を含めた効率的な診療方法等について検討を進める。

（3）再就職支援対策

県及び関係機関・団体は、産業動物診療施設と連携し、産業動物臨床獣医師や公務員獣医師及び畜産関連産業に係る技術や知識・経験を有する獣医師の活用を図るため、これらの職場を定年退職した獣医師や未就業の獣医師等の人材を有効活用できるように、求人・求職に関する情報を提供するとともに、就業しやすい勤務体系や職場環境の整備を進める。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

- 1 産業動物の獣医療に関係する機関・団体は、各地域の実態に応じて診療機能の強化を図るとともに、効率的な診療体制の整備に努める。
- 2 県は、特定家畜伝染病の発生時に備え、防疫演習又は連絡会議等を定期的に開催し、県機関、関係団体及び市町村等と防疫対策についての協力体制の構築や認識の共有を図るとともに、建設業協会等との協定内容の再確認や新たに必要となる協定の締結を進め、万一の発生の際に、迅速な初動対応ができる体制の整備を行う。また、防疫演習の結果を常に点検し、防疫体制の改善に努める。
- 3 県は、国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策等について、関係団体、生産者等に対し迅速に情報提供し、家畜防疫に対する啓発を行う。
- 4 家畜保健衛生所は、地域の防疫活動の拠点と位置づけられることから、同所を核とし、民間の獣医師、飼育者等と連携し、家畜伝染病及び各種疾病に対するサーベイランス体制の強化と危機管理体制の再点検・強化を図る、また、緊急時における

民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制などについて、各地域における獣医師や獣医師が組織する団体との連携の下で強化を図る。これらにより、家畜保健衛生所と民間の獣医師等が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を推進する。

- 5 家畜保健衛生所は、農場における飼養衛生管理基準の遵守に係る指導・助言や、酪農・畜産経営における各種疾病の的確かつ効率的な診断に対処するとともに、農業共済組合、個人開業獣医師等が必要とする検査に対応できるよう体制を整備する。また、「One Health」やアニマルウェルフェアの考え方に基づいた取り組みや、HACCP方式の導入、畜産GAP及び「信州あんしん農産物〔牛肉〕生産農場」等の推進を図る。さらに、食肉衛生検査成績等の情報を農場への診療及び衛生指導に活用するために、食肉衛生検査所の保有する検査情報を家畜保健衛生所へフィードバックする等関係機関との連携を進める。
- 6 地域基幹診療施設と位置づけられた農業共済組合等は、施設、機器について計画的な整備に努め、個人開業獣医師等による機器等の利用に配慮する。また、診療施設の廃止、獣医師の減少等により診療の提供が困難となる地域が生じる恐れがあることから、近隣の診療施設等による診療の提供等、獣医療者間の意見の調整を十分に図った上で広域的な診療提供体制について検討を進める。

第5 診療上必要な技術の研修の実施及びその他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

県をはじめ関係機関・関係団体は一体となって、診療分野に就業する者が、臨床現場における実際的な獣医療技術の習得を図るため、獣医師法第16条の2第1項の規定により農林水産大臣の指定を受けている講習所などを設置する診療施設との積極的な連携をし、臨床研修の受講が出来るよう努める。

特に、県内で新たに産業動物分野に就業する獣医師については、実践的な経験を積むための臨床研修を受講できるような環境整備と支援に努める。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

ア 農業共済組合は、農林水産省、全国農業共済協会等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、地域への伝達講習等により技術の向上に努める。

イ 一般社団法人長野県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）、農業共済組合等は、関係者や職員を国等が開催する研修会等へ積極的に参加させ、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域の獣医師

の技術の向上を推進する。また、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

ウ 県は、上記の研修会等の開催について協力を求められた場合は積極的に応じ、必要に応じて関係機関・団体等との連絡調整等に努める。

(2) 公務員分野

県は、国が開催する家畜衛生講習会や公衆衛生分野の研修会等に職員を受講させ、伝達講習等により地域への普及を図るとともに、疫学を基礎とした防疫体制の整備や集団管理衛生技術等の最新の獣医療技術に係る技術研修会に職員を参加させ、技術の向上を図る。また、家畜伝染病の大規模な発生を想定した防疫演習等を実施し、関係者の訓練と意識の統一を図る。

(3) 小動物分野

県獣医師会等は、獣医師免許の新規取得者のうち診療分野に就業する者を対象とする実践的な診療技術の習得や飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療や動物愛護管理に関する法令等の周知及び、各専門分野の技術の向上等を図るため、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師へ周知する。

3 生涯研修

県獣医師会等は、診療及び指導に従事する獣医師が日進月歩する獣医療技術及び ICT 技術・AI（人工知能）技術並びに越境性動物疾病、新興・再興感染症等及び動物愛護等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、研修会などの開催及び関連する教材などの提供に努める。

また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、Web 会議システム等を活用した研修の促進を図るとともに、離職・休職中の獣医師を対象とした研修会への参加の促進を図るように努める。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

県は、産業動物臨床や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護管理行政等を勘案し、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の維持や獣医療に関する相談窓口の明確化等の具体的な対策について検討の促進を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

県は、県獣医師会、一般社団法人長野県畜産会（以下「県畜産会」という。）

及び畜産関係団体等と連携しながら、自衛防疫の推進及び強化、家畜伝染病に関する情報や飼養衛生基準の遵守について徹底を図る。また、農場HACCP や畜産GAP 等を含めた家畜衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面及び安全面で優れた畜産物を生産するための総合的な飼養衛生管理技術の普及の促進を図る。

県畜産会等は、家畜飼養者に対する家畜衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面及び安全面で優れた畜産物を生産するための総合的な飼養衛生管理の普及の促進を図る。

(2) 小動物分野

県獣医師会等は、小動物の飼育者に対し、動物愛護、小動物の健康管理や疾病に関する知識の啓発・普及及び相談活動の促進を図るほか、人獣共通感染症予防等に関する情報の提供等を行う。

3 その他

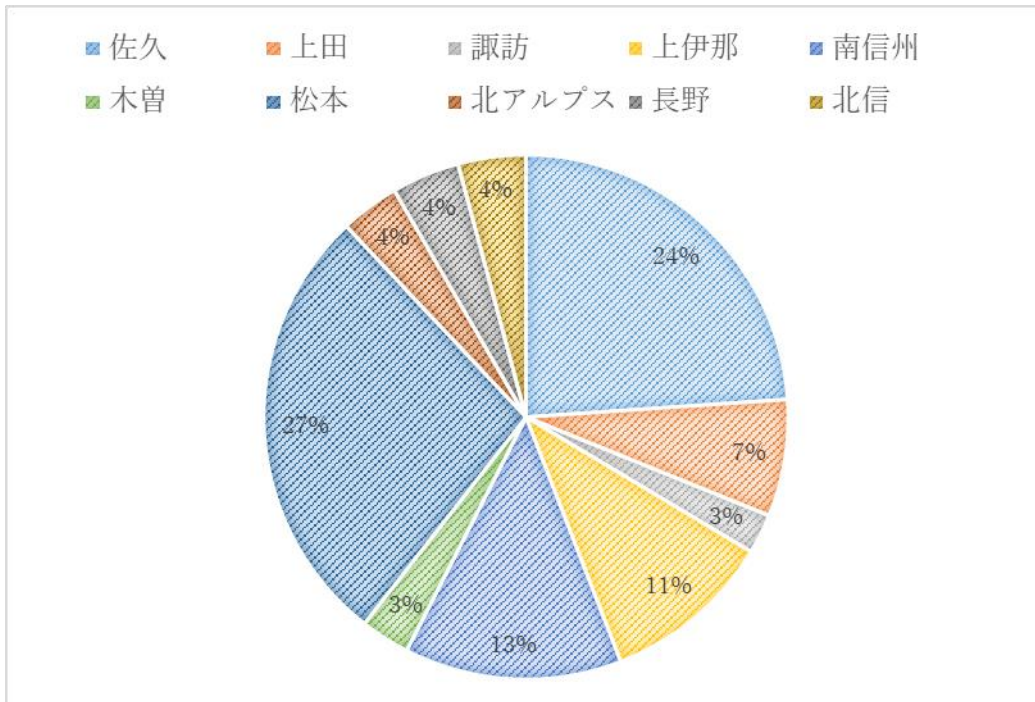
県は関係者と連携し、電子指示書のシステム構築に関する実証試験等への支援等により、獣医療提供の広域連携や遠隔診療に資する取り組みの検討を進める。また、関係機関、関係団体及び診療施設関係者等と協力・連携して本計画を推進するため、随時意見交換を行うよう努める。

獣医療に関わる機関・団体等は、ホームページや広報誌などにより、農場の衛生管理指導や動物愛護等診療以外の分野も含めた獣医療の果たす役割に関する情報等を提供することにより、県民の理解醸成を図る。

本計画に基づき診療施設の整備を推進する場合は、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資の活用を支援する。

参考（病類別発生頭数以外は令和2年12月現在のデータ）

○家畜単位による家畜頭数の割合比較



※家畜単位：地域の総合的な家畜数を便宜上一括して比較する際に用いる単位。

日本では牛・馬：1頭＝1単位、豚：5頭＝1単位、

めん羊・山羊：10頭＝1単位、家きん：100羽＝1単位とする。

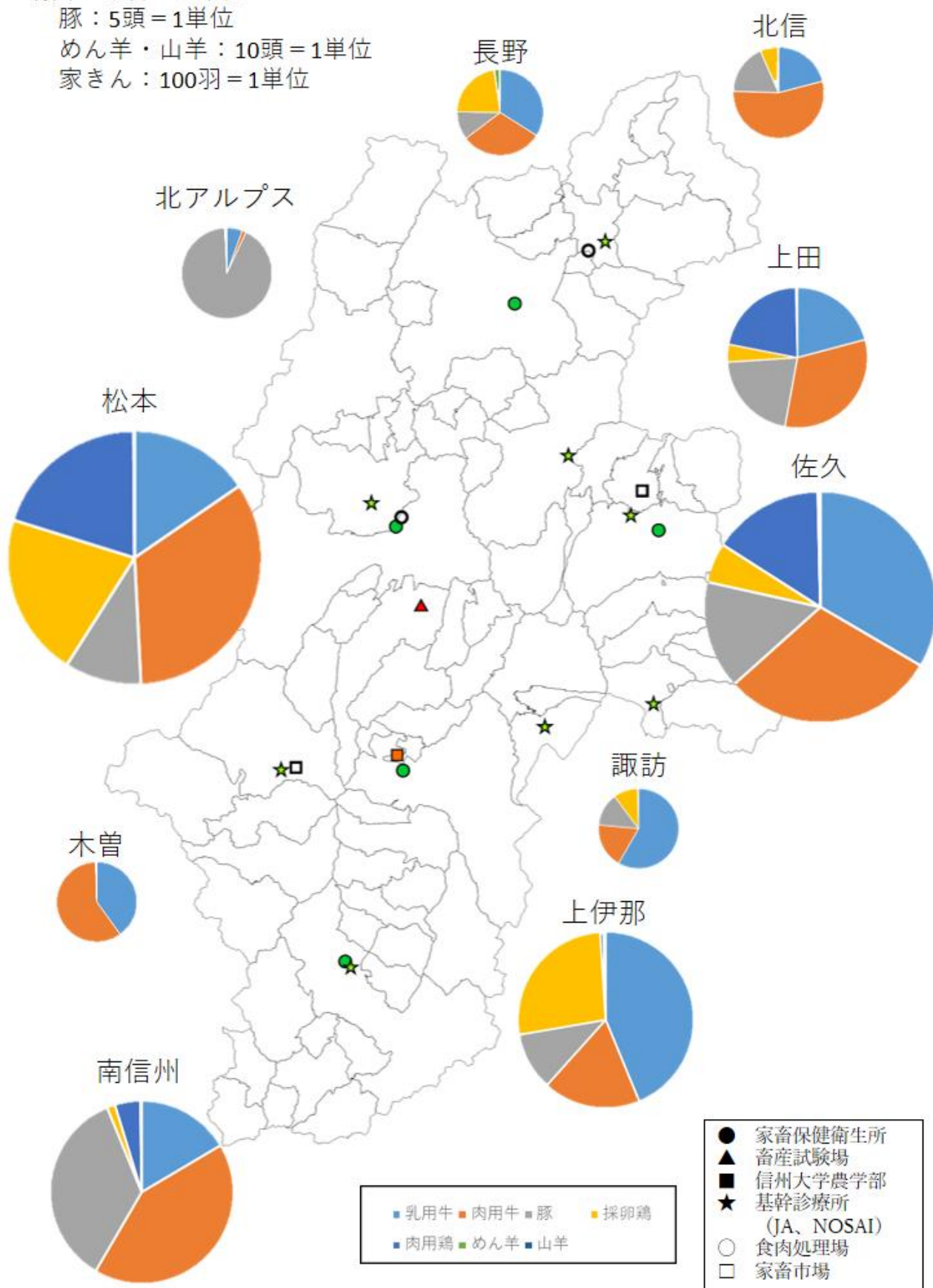
長野県の獣医療関係施設と家畜飼養状況（家畜単位換算※）

※牛：1頭 = 1単位

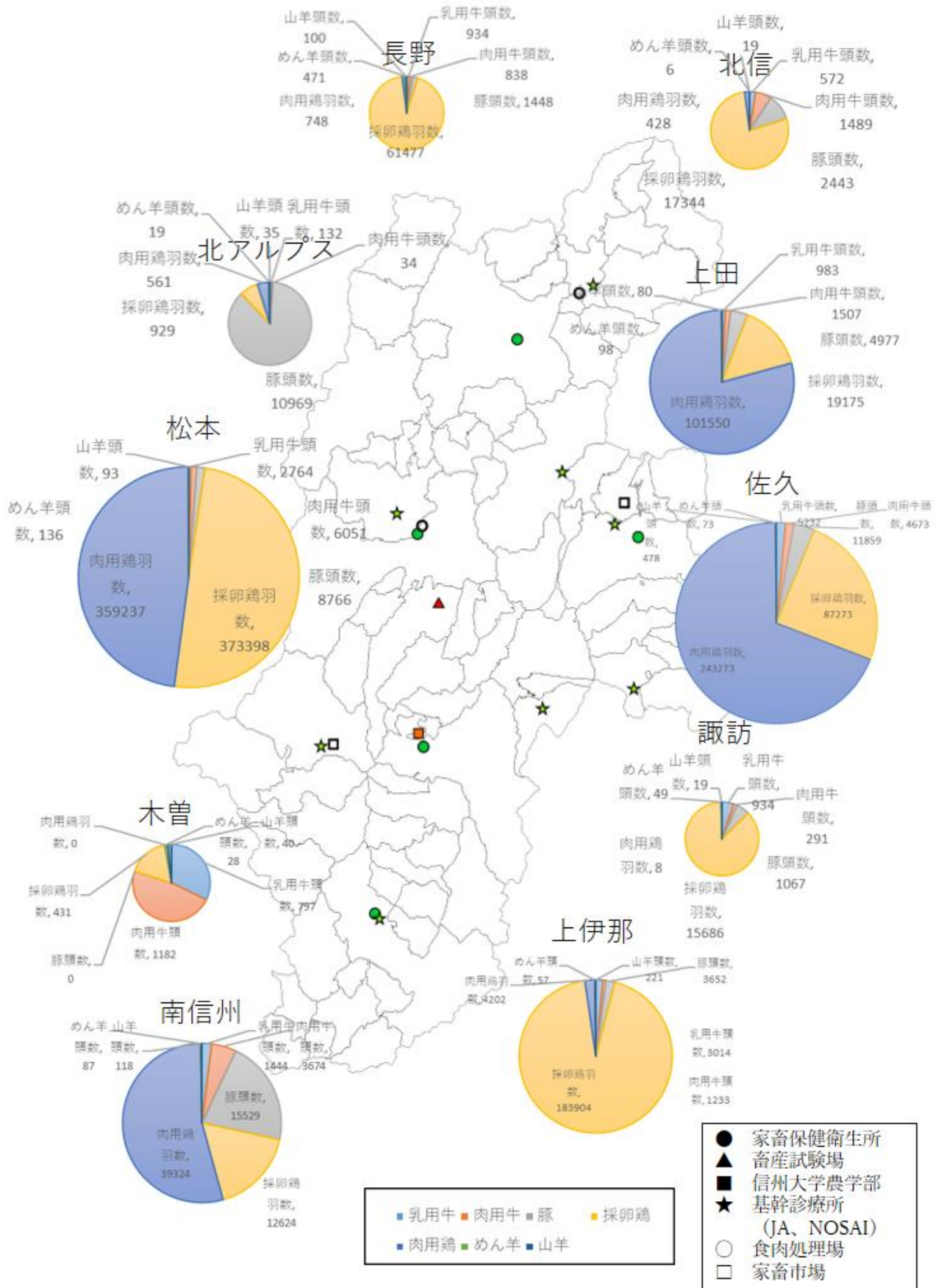
豚：5頭 = 1単位

めん羊・山羊：10頭 = 1単位

家きん：100羽 = 1単位



長野県の獣医療関係施設と家畜飼養状況（頭羽数）



家畜共済における病類別発生頭数（令和元年度）

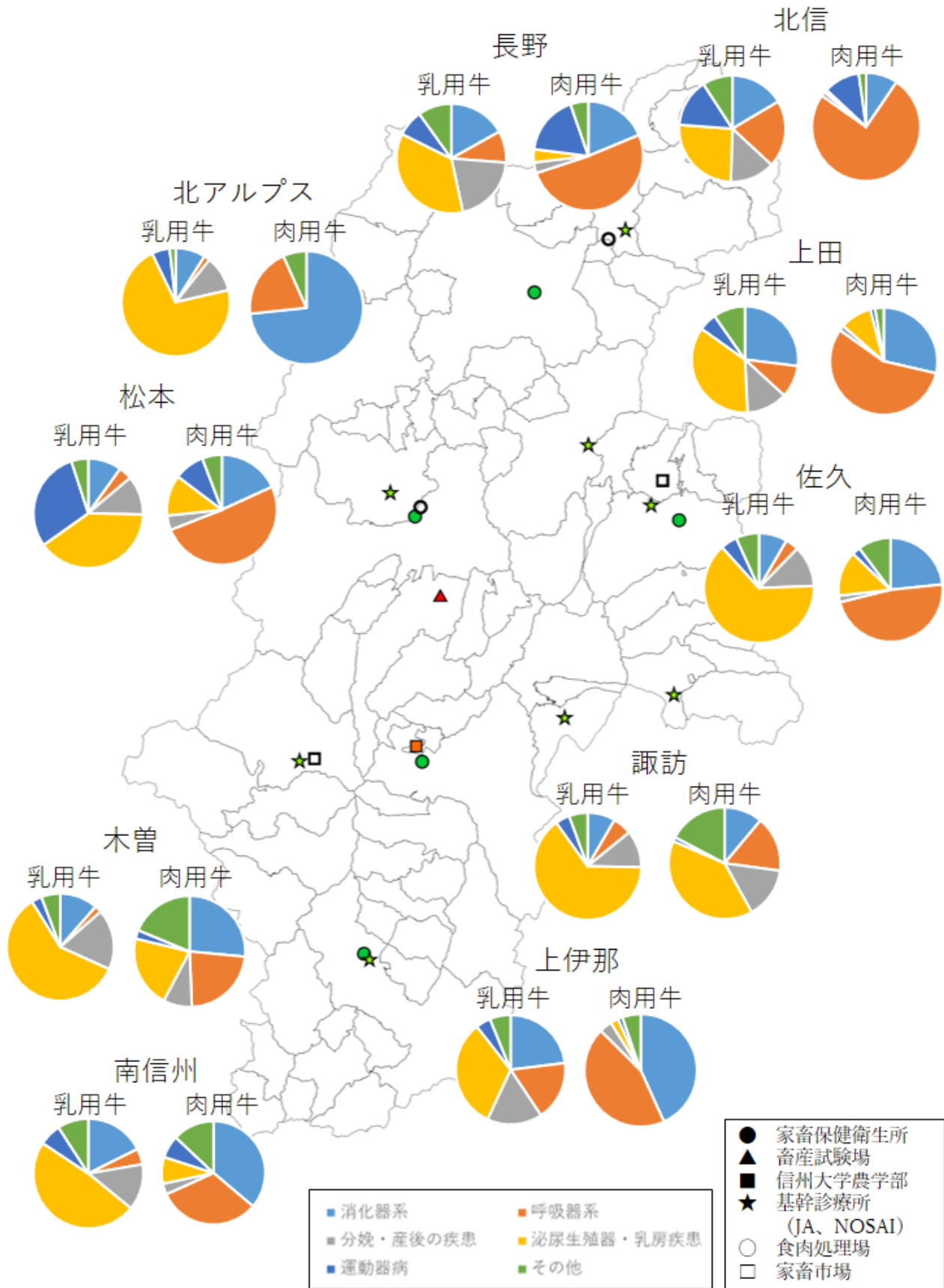
乳用牛

地域	病類別発生頭数													
	伝染病	寄生虫病	循環器病	血液病及び代謝疾患	消化器系	呼吸器系	分娩・産後の疾患	泌尿生殖器・乳房疾患	運動器病	神経系・感覚器病	皮膚病	中毒	ウイルス病・細菌・真菌	その他
佐久	1	18	36	144	464	215	670	3534	270	9	72		32	63
上田			1	27	178	65	82	235	36	2	13		10	11
諏訪		1	4	23	72	49	96	556	37	3	7			10
上伊那		2	48	61	700	534	495	987	134	6	21		1	47
南信州		21	28	38	277	73	213	760	102		28		8	20
木曾			3	2	22	4	35	114	6		1			5
松本		4	35	43	216	85	252	866	649	3	2		2	20
北アルプス			1		5	1	6	40	3					
長野		9	4	22	87	48	105	184	40	1	5		9	1
北信			2	22	63	78	52	98	56				1	10
合計	1	55	162	382	2084	1152	2006	7374	1333	24	149	0	63	187



肉用牛



地域	病類別発生頭数													
	伝染病	寄生虫病	循環器病	血液病及び代謝疾患	消化器系	呼吸器系	分娩・産後の疾患	泌尿生殖器・乳房疾患	運動器病	神経系・感覚器病	皮膚病	中毒	ウイルス病・細菌・真菌	その他
佐久		66	10	5	356	728	31	213	39	10	15		6	44
上田		2		3	437	859	25	146	22	1	3		16	14
諏訪		3	1		9	13	12	32	1				2	8
上伊那			2		131	134	11	7	4		3			11
南信州		107	32		697	618	66	160	136	11	50		1	49
木曾		150	8	1	304	262	96	241	29	4	20			32
松本		4	4		94	263	22	62	46	2	7		2	11
北アルプス					11	3								1
長野			2		53	145	9	11	50		5		3	5
北信		2	1		43	341	6	4	49		3		1	3
合計	0	334	60	9	2135	3366	278	876	376	28	106	0	31	178

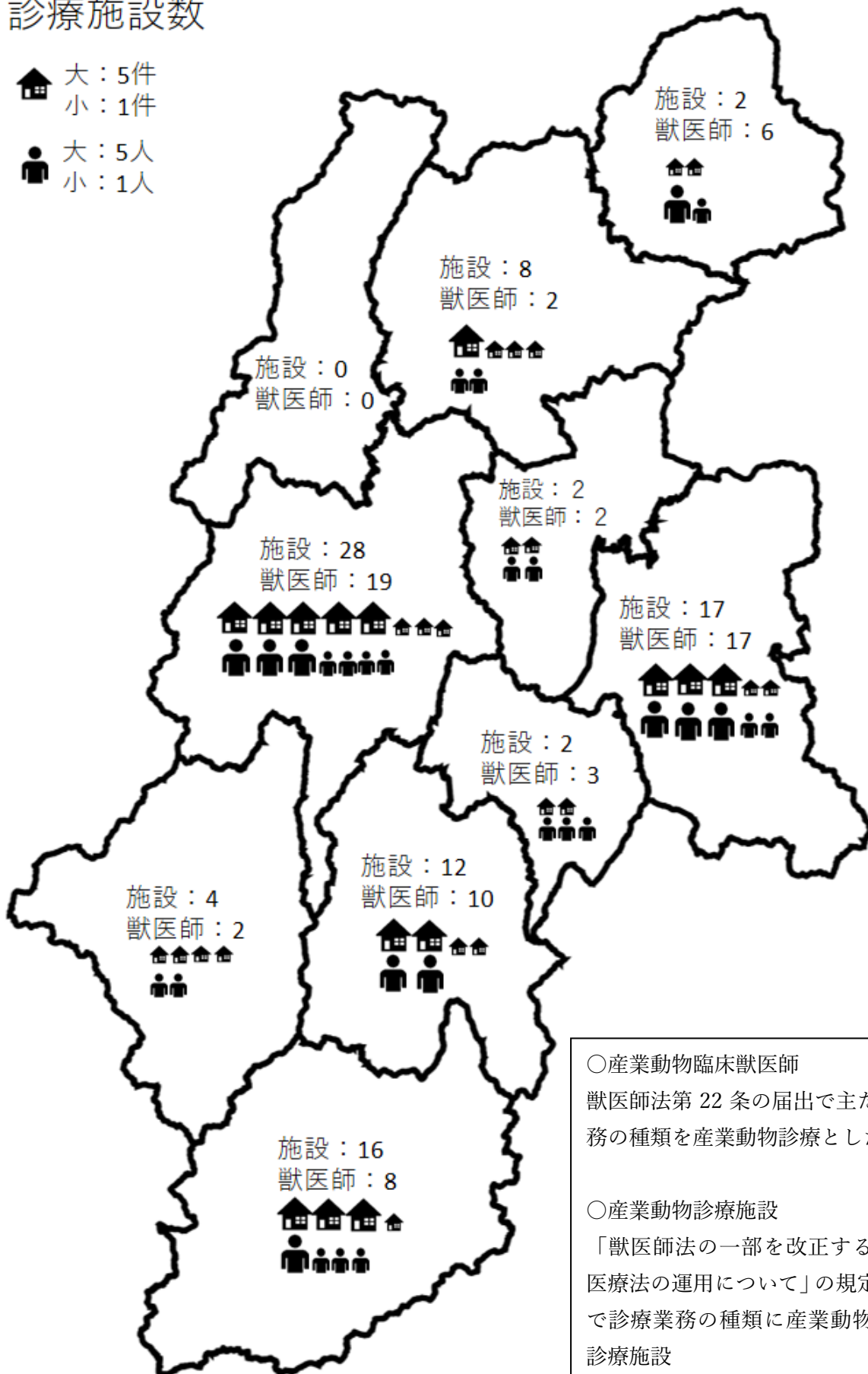
乳用牛及び肉用牛の地域別病類別発生割合 (令和元年度家畜共済に基づく)



地域振興局別産業動物臨床獣医師数及び産業動物診療施設数

 大：5件
 小：1件

 大：5人
 小：1人



○産業動物臨床獣医師
 獣医師法第 22 条の届出で主たる職業の業務の種類を産業動物診療とした獣医師

 ○産業動物診療施設
 「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」の規定による調査で診療業務の種類に産業動物が含まれる診療施設